

事務事業評価表（内部管理事務等）

1次評価日（主幹等） 30年3月31日

2次評価日（課長等） 30年3月31日

1 事業名	人権擁護推進事業			コード	61111	
2 担当部課	部等	健康福祉部	課等	社会福祉課	作成者	勝野 哲矢
3 事業概要	目的体系	基本目標	ともに支えあい、健やかに暮らせるまち			
		政策	福祉の充実	施策	地域福祉の推進	
		予算科目	人権擁護推進事業費	業務委託	なし（直営）	
		実施義務	その他（内部事務等）	国県補助	あり	
		根拠法令	人権擁護委員法			

●事業の実施内容（D0）

4 事業の概要等	*対象者（誰のため）、意図（どのような状態にしたいのか）	
事業の概要 （簡潔に）	さまざまな人権啓発活動や相談事業を通して、より多くの人々が人権に関する意識を高められる事業を展開する。	
目的	対象者	人権擁護委員等
	意図	人権擁護委員組織の強化及び人権啓発活動の充実

5 事業の実施内容	*29年度に、いつ・どこで・誰が・何を・どのように行ったか、という具体的な内容	
人権擁護推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護審議会 1回（7/25） 202会議室 5人 ・人権の花運動 3回（贈呈式4/21～植替7/11～困む会9/8） 神明小 ・地域啓発活動 街頭等啓発 きつね祭り 7/29 童画館通り ふれあい祭り 10/7 諏訪湖ハイツ 人権週間 12/4 オギノ前 幼児対象啓発 紙芝居、手品、腹話術 4園（7/28若草、8/8小口、10/30川岸、11/10西堀） 小中学校訪問 情報交換、SOSミニレター等 11校 4/中旬～下旬 ・相談事業 特設人権相談所開設 4回 6/1、9/7、12/4、3/5 諏訪湖ハイツ ・研修会への参加 視察 11/20 無言館（上田市） 	
前年度の課題への対応	事業に取り掛かる前に委員同士の意見交換や情報交換の場を多く取り入れたことや視察研修の実施により人権啓発に対する意識を高めることができた。	

6 ア) コストの推移	*この事業にかかる費用（人件費は、1人あたり年間800万円で換算）			[単位：円]
区分	27年度	28年度	29年度	30年度(予算)
① 直接事業費	251,298	251,647	211,497	615,000
経常経費	251,298	251,647	211,497	225,000
臨時的経費	0	0	0	390,000
* 臨時的経費の説明	諏訪地区人権擁護推進研修会開催、人権の花運動消耗品 地域人権啓発活動活性化事業講演会			
② 人件費	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000
正規職員の人数（人）	0.40	0.40	0.40	0.40
③ 合計コスト（①+②）	3,451,298	3,451,647	3,411,497	3,815,000
前年度比		100.0%	98.8%	111.8%
財源	3,422,298	3,416,647	3,411,497	3,425,000
内訳	29,000	35,000	0	390,000
* 特定財源の説明	地域人権啓発活動活性化事業費国庫委託金			
④ コストに関する補足説明				

イ) 負担金、補助金、交付金の状況

[単位：件、円、%]

負担金補助金		27年度	28年度	29年度	30年度(予算)
諏訪人権擁護委員会 補助金	件数	1	1	1	1
	金額	155,000	154,000	152,000	151,000
人権擁護委員岡谷地 区活動補助金	件数	1	1	1	1
	金額	28,000	32,000	32,000	32,000
	件数				
	金額				
	件数				
	金額				
	件数				
	金額				
ア)の①に含まれる負担金 等合計金額及び割合	合計金額	183,000	186,000	184,000	183,000
	割合	72.82%	73.91%	87.00%	29.76%

●改善の内容 (ACTION)

7 具体的な課題と改善

課 題	(事務を正確に実施し、少ない費用で効率的に事業を行う上で、現在課題になっていること) 人権問題は、歴史を遡れば根深い原因や形態があり簡単には拭えないものがある。また、複雑化する現代社会では、家族・地域・職場などにおける普段からの人権に対する意識の違いが、やがて大きな格差となって人間関係を損ない、重大な犯罪につながるなど社会を脅かす要因となっている。関係機関や関係団体が、より一層連携を深め、多くの人が人権について意識し考える社会づくりが必要である。
	(上記の課題をふまえて30年度以降に実施する、具体的な改善の内容) 人権啓発事業に関する会議及び事業において、関係者間の十分な意見調整を行い周知活動に取り組む。 未就学児や小学生の内に人権意識を常備できるような保育園・幼稚園・小学校への周知活動を拡充する。 人権擁護委員の活動に即した補助金等の交付を国や県などの関係機関に要望する。
改善 方法	
改善開始時期	平成30年4月～

●次年度の計画 (PLAN)

8 次年度の方針	継続して実施	9 施策評価による30年度の優先度 *H28年度施策評価表より転記すること	B
----------	--------	--	---